

# 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

## 【趣旨】

北東部区域，北西部区域において幼稚園を運営する学校法人が，令和8年4月から幼稚園型認定こども園への移行を希望することから，「子ども・子育て支援法」第31条第2項の規定に基づき，その認定及び利用定員の設定について意見を伺うもの

令和7年8月21日  
子ども部保育課

# 1. 当該法人について

## (1) 目的及び経緯

下記2法人より、保育を必要とする未就学児の増加などの社会環境の変化に伴う多様なニーズに対応していくために、既存の私学助成幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行を希望する旨の計画書が提出された。

## (2) 施設概要

No.	設置者	代表者	施設名 (仮称)	実施 予定地	施設類型	利用定員※	
						合計	内訳
1	学校法人 桜が丘学園	理事長 鈴木 二郎	認定こども園ゆたか幼稚園	上大塚町144 (北東部区域)	幼稚園型 認定こども園	115名	1号 60名 2号 55名
2	学校法人 柿乃木学園	理事長 小野 修代	認定こども園柿乃木幼稚園	宝木町2-593 (北西部区域)		135名	1号 115名 2号 20名

※ 各施設とも、現在在園児数と同程度の定員設定となっており、需給管理に影響を及ぼすものではないことを、本市において確認済み

## (3) 整備手法

いずれの事業者についても、施設の移転・増改築等を行わず、施設類型の変更のみを行うものである。

## 2. 関係法令等の適合状況・・・別紙1, 2

認定こども園整備については、「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、関係法令や需給計画への適合性、在園児への影響等を勘案しながら、認可・認定を行うこととしている中、いずれの項目についても適合していることから、移行に向けた手続きを進めていく。

項目	内容
関係法令への適合	都市計画法，建築基準法，認定こども園の基準を定める条例等に適合しており，支障なし
需給計画への適合	教育・保育の供給数が充足している中，現在の入所児童数相当の範囲において利用定員が設定される計画であり，需給計画に影響がない（過剰供給とならない）ことから，支障なし
在園児への影響	十分な周知期間を経て移行するものであることから，支障なし

## 3. スケジュール

令和7年 8月 子ども・子育て会議への付議

在園児・保護者への周知（事業者にて実施）

10月 市民向け冊子「教育・保育施設等入所のご案内」の配布（市にて実施）

令和8年 3月 認定こども園の認定【保育所機能の認定】（市にて実施）

4月 認定こども園への移行